

ドナルド・リード著『ピーターラー  
——「虐殺」とその背景』

Donald Read, Peterloo — 'The Massacre' and  
its Background, Manchester University Press,  
Manchester, 1958, vii + 235 pp.

石畑良太郎

イギリス労働運動史研究の最近の動向は、それがいちじるしく強調されることはかならずしも當をえていないのであるが、いわゆる通史的な研究をふまえた、より個別的・限定的な方向をとっているように思われる。そして、その問題把握にあたつては、かならずしも労働運動という狭義の枠内にとどまることなく、より廣義の社會的・經濟的局面への考察をも、怠りなくとりいれている點でも、従來の通史的研究で、ややもすればうとんぜられたかみえていた分野を實證的にうらづけようとする傾向をうかがい知ることができる。われわれが、このような最近の動向をいかに評價し、どのように位置づけるかということとは、それらの勞作を個別に精査討究したうえでおこなわるべきであつて、少數の事例のみをもつては、早急には判じえないように思われる。當面する研究課題が、生き生きとした人間の

諸活動を、まさに内包しつつ生成發展してきた諸事象への接近である以上、それは理の當然といふべきであつて、くりかえし述べるならば、個別的な研究への傾斜といふ最近の動向の意義を、より深化して把握せねばならないということにはかならない。

この書物は、上に述べた最近の動向を示すもののひとつである。著者ドナルド・リードについてはその経歴はつまびらかでないが、現職はリーズ大學の歴史學助講師 (Assistant Lecturer in History) である。著者は、労働運動史上の顯著な出來事のひとつである『ピーターラー事件』を、なによりゆえに大衆が集合したのかは、基本的には經濟的な問題 (an economic question) であり、いかにして大衆が動員されたのかは、政治的な組織體制 (political organization) の問題である」として扱っている (序文)。

この書物の構成は、四部一五章にわかれ、第一部「經濟的・社會的背景」(一—三章)、第二部「政治的背景」(四—六章)、第三部「ピーターラーの虐殺」(七、八章)、第四部「ピーターラーの餘波」(九—一五章) よりなつてゐる。

以下、各章ごとに、きわめて概略的な紹介をおこなつてみる。

二

まず第一章「一八一九年のマンチェスター」において、この時期のマンチェスターの地域社會的ムードをえがいている。地方行政に參畫している者の大部分は政治的にはトーリー (Tory)

は)であり、宗教的には國教徒 (Anglican) であった。「ビジネスと金も、うけが、この時期の典型的なマンチェスター人士を夢中にさせた仕事であった。」(三頁)そしてビジネスの大部分は綿工業であり、保守的な沈滞したよどみの中で、利潤の獲得をその大きなゴールとする綿工業に、當時のマンチェスターは、唯一の突破口をもとめていたのである。

第二章「一八一九年のマンチェスター地區の綿工業」で、リードは、この産業の實態を、(1)綿業主 (cotton masters) と(2)綿業労働者 (cotton operatives) について分析している。まず(1)についてみるなら、上述のように一八一九年のマンチェスターにおける主要な仕事は、綿花の賣買とその加工製造であった。そして一八世紀末葉には、マンチェスターの綿業主たちは、なおひとにぎりの商人の支配下にいた(六頁)。商人と綿業主は對立的關係にあり、このような關係の持續のもとに、商人の優位は一八一九年當時もかわってはいなかった。この兩者の政治的信條についてみれば、商人の多くはトーリー (Tory) であり、綿業主の多くはホイッグ (Whig) であったことが指摘されている。しかし、この兩者間の相異を過大視したり、トーリーやホイッグというラベルのみを過信すべきではないとリードは述べている(七頁)。綿業主たちは、自己のビジネスの貫徹を至上のものと考えていたのであり、政治的關心の度合は輕微なものであった。むしろ、政治的關心が、下々の者たち (lower orders) をゆり動かすことの方を恐れ、レッセ・フェール原則を固守していたのである。

(2)については、これを工場紡績工 (the factory spinning workers) と家内手織工 (the domestic handloom weavers) の二層に分類して考察する。經濟的困窮の重壓は、とくに家内手織工にのしかかっており、しかもかれらは種々の要因から増加の一途をたどっていった(一九頁)。諸惡の根元に政治を認め、政治的改革にその活路を求めた家内手織工こそが、ピータールー事件の主要な立役者を演ずることになる。このように、一八一九年には、多くの家内手織工は、トーリーに絶望して急進派の戦列 (the Radical side) にくわわったのである。

つぎに、第三章「宗教的側面」においては、マンチェスターが、國教徒の町から非國教徒の町に變容し、その過程で兩派の争いが激化していく状況を考察している。國教徒側は、對非國教徒・對急進派という二つの對抗關係をもたざるをえず、政治的改革をめぐる争闘は、マンチェスターの宗教狀況に大きな影響を與えずにはいなかった。

### 三

第四章「労働者階級の急進主義者」で、リードは、ピータールー集會の組織者を求めている。著者によるならば、それらは労働者階級の急進主義者 (the Working-Class Radicals) であり、中層階級の急進主義者 (the Middle-Class Radicals) である。そして、これらに對立する勢力として、王黨派 (Tory-ists) を挙げる。労働者階級の急進主義者として著者が列挙する人々は、いずれも二、三をのぞいては社會的な地位もなく、

政治への參與からはしめ出されている小生産者らであった。<sup>(2)</sup>そして、改革のための急進派のプログラムには、二つの基本的・論理的な結節点がみられる。第一は困窮への抗議、第二は基本的な政治上の諸権利の主張がそれである(四〇頁)。そして、第一の點も結果的には第二の點に歸結すべきであると考えられた。このような基本的な主張とともに、産業上の問題としては、高賃銀・短時間労働の主張がなされたが、それらはすぐれた説得力をもたず、急進主義者の指導者たちの主要な力點は、實に政治的な係争點におかれていたのである。そして、政治的な係争點に關しての急進主義者の意圖が、決して革命的・陰謀的な術策をろうするところにはなく、端的にいうならば、たんに平等な参政權のみを強く主張したことをリードは強調している。

このような急進派の運動は、三つの主要な経路から全國的におしすすめられた。その第一は、政治的の改革に關するあらゆる活動を含んで、一八一八年ストックポートに設立されて以來全國的に普及したユニオン・ソサエティ(Union Society)であり、第二は、大衆集會(public meeting)、第三は、急進派の新聞(The Radical Press)であった。とくに、第二・第三の経路よりする諸活動が活発におこなわれ、その影響力の及ぶところは、ミッドランドおよび北部地方のほぼ全域、スコットランド産業地域の大部分、つまり國土のほぼ半域に達した。リードは、かくて、ピーターラー事件の急進派のうしろだてが全國的なものであったことを、とくに指摘している。

第五章は、労働者階級の急進主義者と相きそうものとして「中層階級の急進主義者」をとりあげる。その活動のネットワークも前者にくらべれば微弱であり、その多くは非國教徒で、また綿業關係者で占められていた。<sup>(3)</sup>しかし、かれらの自負心は強く、自らを新しい開明の傳道師(the missionaries of a new enlightenment)であると考えた(六二頁)。その政治上の信念は、ベンタムの著者によってうらうちされ、その政治上の主張は、ベンタマイト・ラインによる政府の合理的再構成にあってのである。すなわち、かれらは、(1)議會の改革、(2)安價で機能的な政府、(3)自由貿易政策という三つの基本點で、綿業主と綿業労働者の相對立する利害を、同一基盤において政治に結節しようとしていたのである。また、より短期的なかれらの對策としては、餘剩労働者の公費による植民地への移住・殘留貧窮者への給付などが示されたが、このようなかれらの理想は、まさにエリザベス期の慈惠法的な段階にとどまるものであったことが指摘されている。

労働者階級の急進主義者と中層階級の急進主義者の活動は並列的ではあったが、決して友好的・同盟的ではなかった。しかしリードは、これら兩派の急進主義者の共通した主張點の存在を認めて、つぎの五點に要約している。すなわち、(1)宗教上の差別的な「宣誓令」(Religious test)の撤廢、(2)安價で機能的な政府による重税の廢止、(3)地方政府の改革、(4)議會代表權の確立、(5)穀物法と土地貴族への攻撃がこれである。

あくまでも異質な兩急進主義者の併存を分析してリードは

「もしも穩健な中層階級の知識人たちが、一八一九年のこの町の世論の制御をおこないえていたら、マンチェスターの歴史にピーターラーの事件はなく、しかも、急進派の改革運動はなともつづけられていたであろう」と述べている(七三頁)。

第六章は前二章で述べられた急進主義者に對立するものとして、「王黨派」を吟味する。リードは、王黨派を(1)ハイ・トリー(1) (High Tory)、(2)ピット主義者(Pittite)に分類し、(1)はかの悪名高い治安判事の一團をふくむ全面的な現状維持派であり、(2)は綿業關係者を多くふくんでいて、若干の商業上の改革と議會の制限つきでの改革を肯定する一派として把握している。

リードは、これら王黨派をピーターラー・パニックにかりたてたものとして、一八一九年當時みなぎっていた急進派と王黨派の間の緊張關係・それよりする王黨派の過敏な恐怖心を擧げている。いわば、そこにはトリー家父長主義(Tory paternalism)と急進派の政治的諸權利への要望とをめぐっての争いが存在したのであり、ここにこそ、ピーターラー虐殺をみちびいた主張の根本的な争点があつたのである。一方、經濟上の問題については、ハイ・トリーとピット主義者の間には原則的な相異があり、後者は彼らの産業上の利害とすることを決して忘却せず、レッセ・フェールの強固な信奉者であつた。一八一九年の諸情勢は、急進主義のまえに、このような懸隔をもつたハイ・トリーとピット主義者とを相ならべておし出したのである。

## 四

第七章「一七八九—一八一八年のマンチェスターにおける暴動と擾亂」は、ピーターラー事件が突發事ではないことを、その前史的分析を通じて立證しようとするものである。リードは一七九〇年代と一八一九年との相異を力説して、「一七九二年には世論(popular opinion)はトリー權力の側にあつたが、一八一九年には、それは改革者の側にあつた。當面するマンチェスターの歴史は、世論の大巾な轉換の歴史である」と述べている(九四頁)。そして警察力の増強や集會・結社・出版への諸制限措置、あるいは一八一七年のブランケットーズ大行進(the March of the Blanketers)への大がかりな彈壓などで、急進主義者の組織も少からぬ打撃を受けたが、にもかかわらずその運動が繼續的に發展していった過程を分析する。

前章をうけて第八章では、もっともゆたかに紙幅をついやして「ピーターラー」を精緻に分析し、その實態の解明を迫るのである。まずリードの強調するところは、中央政府と地方當局との局面への對應手段の差異である。中央政府もまた對策を推進しはしたが、それはむしろ冷靜裡におこなわれ、かえって治安判事らをけん制することに努めねばならなかつた。とくに、軍事力の使用については、最悪時のみに局限さるべきことが強調されたが、判事らは彈壓策のみを考慮していたのである。ピーターラー事件の一二日まえ、内相ホップハウス(Henry Hobhouse)が判事ノリス(James Norris)に書簡を送り、

情報収集のみにとどめて、實力行使をおこなわないよう警告していることなどは、中央と地方それぞれの當局者の對應の差異、危機意識の濃淡を看取されて興味深い(一一九頁)。しかしながら、治安判事らの既定方針は變更さるべくもなく、一八一九年八月<sup>(4)</sup>一六日の當日を迎え、砲・騎・歩兵、義勇農騎兵(Yeomanry)、臨時巡査らの重圍のもとに、平和裡に集會をおこなった六萬の大衆は、眼前の事態に抑制を失った當局の大弾壓に崩れ去らざるをえなかったのである。指導者ヘンリー・ハント(Henry Hunt)ら四名が逮捕され、死者一一、負傷者四〇〇をだしたといわれる(一三九—一四〇頁)。ランカシャーの緊迫状態は、冬になってもとけず、マンチェスターでは、産業上の取引も停滞をつづけた。そして、急進主義者の運動も終熄同様となつていったのである。なによりもこのことは、労働者階級の急進主義者の世論(popular mind)への影響力の浅薄さを物語るものであることをリードは述べている(一五四頁)。

五

悲劇的な結末を告げたピータールー事件の餘波が以下の各章で考察される。

第九章「労働者階級の急進主義者」は、その衰退原因を、(1)「虐殺」をめぐる急進派内部の分裂、(2)言論・集會等への彈壓法規である六條法(the Six Acts)による威嚇、(3)一八二〇年初期にはじまる景氣の回復に求めている。

「中層階級の急進主義者」について述べた第一〇章は、この事件が穩健かつ急進的な中層階級の急進主義者の勢力の助長に役立った経緯を、好意的な眼で評價している。

第一章「綿業主」では、マンチェスターの綿業主の少数派ではあったが、かなりの人人が、當局の暴力的行爲を是認せず、總じていえば、當局による危機意識の醸成は失敗におわったことを論證する。事實、ピータールー事件は刺戟的ではあったが、いわばゆきずりの出来事で、かれらの最大の關心事は、貿易制限政策であり、課税の問題であつた(一七七頁)。

「治安判事と政府」についての第二章は、彼らが事件の正當化に努めるとともに、六條法と並行的に、治安対策や住民への教化宣傳を強化していく過程を述べ、かつ困窮への対策も「政治的にと同様に經濟的にも、その對應策は消極的であつた」事情を説明している(一九一頁)。

ついで、第三章「ホイッグ反對黨」では、この事件に乗じて、ホイッグ中道政策(the Whig middle-way policy)が推進され、ホイッグへの支持を高めるのに役立った旨を論じる。

第四章に示される「宗教上の諸側面」においても、改革運動の未熟さを、各宗教團體の總じて反急進派的な動向からよみとることができると述べている。

かくて著者リードは、第五章「結論」において、問題を大きく二分して收約している。第一は政治面への影響である。ピータールー事件は、チャーチスト運動に類似的な様相を與え、

一八七四年の選挙に際しても、なお地方政治にあずかって力あるものであった。そしてなによりも、政治上の思潮が、より自由主義的な方向をたどりはじめると一契機となったことを述べている。第二は藝術面への影響である。シェリイ (Percy Bysshe Shelley) の詩作や、ピーターラー事件をあつかった多くの小説・繪畫などがうみ出された。しかし、これらの繪畫の陳列公開は許されず、一九五一年に、新自由貿易會館 (the New Free Trade Hall) が開館するまで、マンチェスターの長い歴史上、市のいかなる公共建造物にも、ピーターラーの描畫は存在しなかったのである。「ピーターラーは、一八七〇年代においても、なお政治的な事件であった。」(二〇八頁)

著者は結論を總括して、さらに「ピーターラーのあらゆる研究において、最終的なコメントは、ひとつの警告でなければならぬ」と述べている(二〇八頁)。なにがかくも多数の労働者の行進を、一八一九年八月一六日に、ピーターラー廣場へ向かわせたのかは、歴史上の問題であるが、それ以上に心理學上の問題 (a psychological problem) である。歴史上の事實のみでは、すべての解答はえられない。經濟的・政治的な諸要素のすべてが考慮されてしまったとき、「歴史におけるもっとも基本的な要素としてのマス・サイコロジ (mass psychology) の分野」が斟酌すべきことを説いたルイス・ネイミア (S. H. Lewis Namier) の指摘を引用して、リードはこの書物を通じている(二〇九頁)。つきに、若干の感想を述べてこの書物の紹介をおわりたい。

## 六

この書物は、なによりも鮮明に、周到な整理をほどこしてピーターラー事件の本質を把握することに努めている。複雑で多岐にわたる階層構造を、觀念的にはなく可能な諸點に關するかぎり未開拓であった資料を駆使して實證的に分析して提示していることは、それが主として政治的側面よりする構造分類にとどまっていた、經濟的側面との分析上のコンテクストが十分に解明されていないくらいはあるにしても、とくに評價すべきである。さらには、中央政府と地方當局との事件への對應の差異など、當時における政治的な屈曲を、鋭くとらえていて興味深い。

二、三の注文を付けくわえるならば、第一には、經濟的背景の分析の不足ということである。このことは、逆にいうならばこの書物における政治的背景の分析の卓拔さを示すものであるが、經濟的問題としては、さらに當時の綿工業の展開過程の分析など、個別的に一そうの深化が期待される。そして、このような個別的な分析をおしすすめることによって、たとえば、階層分析なども、さらに精緻な成果を期しえたであらうと思われる。第二には、マス・サイコロジによる分析の必要性が結論として指摘されており、その實際的な應用もみられるのであるが、なお十分に展開されているとはいえない。たとえば、世論 (popular opinion) などの把握方法や理解の仕方、十分に説得力をもつには至っていないように思われる。第三には、

この事件のイギリス社会史・労働運動史における位置づけが、叙述の過度の限定のために、若干莫然として明確にされていないことである。そして、このようないくつかの注文點はあっても、この書物が、最近相前後して公刊された類書に比して、格段の労作であることはまちがいない。すなわち、R・J・ホワイト(R. J. White)の『ウォータールーからピータールーへ』は、一八一五年のウォータールーの戦いの勝利から一八一九年のピータールー事件までのイギリス社会の變轉を、政治的な側面に主たる關心をおいて論じている。それゆえ、ピータールー事件も全一五章中の最後の一章を與えられているにとどまり、このナポレオン戦争後の苦痛にみちたイギリス社会をえがいて、「急進派」という呼び名が、まさに慣用句となった一八一九年(ホワイト、一八〇頁)のこの事件を、かれらによる議會改革運動の高まりのひとつとみているのである。複雑で屈折したこの事件の分析はそこにはみられず、一エピソードとしての把握にとどまっている點で、いわゆるイギリス社会史の叙述の定式をこえるものではないように思われる。他方、H・フエイガン(H. Fagan)の『労働者の闘士たち』は、イギリスの諸學校の歴史書が、應々にして言いまぎらわしたり、無視したりする労働者階級の輝かしい歴史とその及ぼした諸影響について、オウエン(Robert Owen)からマン(Tom Mann)まで、六つのエピソードをつらねたものである。「一八一九年のピータールーと議會改革」は、その第二話にあたり、議會改革運動・ロンドン通信協會・新聞の自由へのたたかい・一八三二年の改正選

舉法などを平易に解説し、その過程における議會改革運動のひとつの高まりとしてピータールー事件を扱っている。そして、事件の概要を示したのち、政府の抑圧が強化されればされるほど、人民の側の議會改革の要求も高まっていった(フエイガン、三六頁)旨を述べている。前掲のホワイトの著述と同様に、フエイガンにおいても、ピータールー事件を、まさにひとつのエピソードとして理解しているにすぎない。ここにリードの勞作との隔絶がみられるのである。

最後に言及を許されるならば、この書物の示唆するところは、時代的・地理的にはるかにへだたった今日のわが國の社會運動・労働運動、とくに國民的な基盤に立つ労働者階級の諸運動を推進するにあたっての、有効な組織論を確立するための貴重な一教訓であるということを描きおきたい。

(1) 詳細な動向については、飯田鼎「イギリス労働運動史研究にかんする最近の動向」労働運動史研究、第一五號、一九五九年五月。

(2) ピータールー集會の指導者ヘンリー・ハント、マンチエスターの小規模綿業主ジョン・ナイト(John Knight)、詩人のサミュエル・バムフォード(Samuel Bamford)、新聞編集者のJ・T・サクソン(J. T. Saxton)、ロビオン・ソサエティの活動家ジョセフ・ハリソン師(Reverend Joseph Harrison)らが挙げられている。本書、三五一—三九頁。

(3) 知的で慈悲心に富んだジョン・エドワード・テラー

(John Edward Taylor)、『綿花商人であったリチャード・ポッター (Richard Potter)』、『綿花卸賣商人のジョン・シヤトルワース (John Shuttleworth)』、『モスリン問屋のアーチボルト・プレントイス (Archibald Prentice)』らが挙げられている。本書、五七—六一頁。

(4) とくに急進派の危険に對處するために、『マンチェスター地区で編成された義勇兵の一隊で、その構成メンバーの職業は、宿屋・綿業者・綿花商人・肉屋などが多い。本書、八一頁。

(5) ピータールー集會の人数については諸説があり、マンチェスター・オブザーパー紙(一八一九年八月二一日號)は一五萬三千、H・ハントは一五萬(マンチェスター・オブザーパー紙、一八一九年九月一八日號)、年次報告書(Annual Register)は八萬(一八一九年年次報告書)、治

安判事は五—六萬としている。本書、一三一頁脚註3。

(6) 同様の指摘が、飯田鼎「ピータールー—虐殺とその背景」(書評)、三田學會雜誌、第五二卷、第五號、一九五九年五月にある。

(7) 本稿では十分には觸れる餘裕がなかったが、R. J. White, Waterloo to Peterloo, London, 1957, ix+202 pp., H. Fagan, Champions of the Workers, The Unsheathed Sword Episodes in English History, Part II, London, 1959, 108 pp. がある。なお、最近の邦語文獻としては、飯田鼎前掲論文および、杉山忠平「ピータールーの事件—ラディズムからチャーチズムへ—歴史の教訓」、經濟評論、第八卷、第一號、一九五九年一月などを参照されたい。

(一九五九・一一・二八・)(一橋大學大學院學生)